

本日の検討事項について(限定条件付免許関係)

【前回までの主な議論】

○基本的な考え方について

- ・限定条件の内容は、可能な限り簡略化した方がよい。
- ・限定条件付免許の導入に当たっては、全国的統一性にも留意する必要がある。
- ・公安委員会の審査を経て限定条件付免許を付与することとなる場合、当該審査の内容を定めるのは困難であり、慎重な検討を要する。
- ・運転免許の取消しに至らない中間的な性格の処分として限定条件を付与することは、将来の運転免許の自主返納へのルートを作る観点からも重要ではないか。

○限定の具体的な内容について

- ・限定条件としては、時間帯、場所、天候、先進安全技術搭載車、期間等の要素が挙げられる。しかし、全ての要素を盛り込むこととなると際限がなく難しい。
- ・現在の「安全運転サポート車」では、ペダルの踏み間違いには対応できるが、一時停止やレーンキープ等の機能は今後の技術の進展によってあり得るところであり、現在の技術に期待しすぎるのは禁物である。

○自主的な限定について

- ・現行制度では、免許証を自主返納するか、保有するかを選択しかない。中間的な限定条件付免許を設けることは有益ではないか。
- ・運転者本人の申請に基づく限定条件付免許は、我が国の社会の在り方にもかなり適しており、社会的受容性が高いのではないか。
- ・限定条件付免許のようなものがあれば、医師も少し危ないと思う人に対して限定免許に移ってくださいという指導ができ、うまく回っていくのではないか。

【本日の検討事項】

- ① **限定条件付免許を導入するとすれば、どのような者や場合に条件を付すことが適当と考えられるか。**
- ② **限定条件付免許を導入するとすれば、どのような内容の条件を付すことが適当と考えられるか。**